

女子美術大学学則

(昭和41年4月1日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成することを目的とする。
(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に、芸術学部を置く。

2 芸術学部置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美 術 学 科	190名	14名	788名
デ ザ イ ン ・ 工 芸 学 科	220名	16名	912名
ア ー ト ・ デ ザ イ ン 表 現 学 科	160名	10名	660名

(学科の目的)

第2条の2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 美術学科は、過去、現在、未来にわたる、広範な芸術的制作、芸術的理論の探求に基づき、芸術表現およびその研究を練磨することを教育目標としている。平面表現、立体表現の制作技術の鍛錬、作品コンセプトの熟成、芸術理論による表象的意味の理解を通して、社会に対する深い洞察に基づいた創造的活動を持続的に行える人材の養成を目的としている。
- デザイン・工芸学科は、人と人とのコミュニケーション・人とモノの関わり・人と環境のあるべき姿の考察、及び独創的な創作活動の実践を教育目標としている。幅広い視野・技術・感性を実体験を通して養い、柔軟な思考に基づき時代に即応し活躍できる人材の養成を目的とする。
- アート・デザイン表現学科は、アートとデザインの領域を横断、融合して、クリエイティブな発想力と独創的な表現力を培うことを教育目標としている。ヒューマンティーマの視点からアートとデザインを捉え、時代の変化に対応できる深い知識と斬新な感性を持ち、コミュニケーション能力に長け、国際社会の幅広い分野で創造的に活躍できる人材の養成を目的とする。

(附属研究所、図書館及び美術館)

第3条 本学に、附属研究所、図書館及び美術館を置く。

2 附属研究所、図書館及び美術館に関する規則は別に定める。

(事務組織)

第4条 本学に、必要な事務組織を置く。

第3章 職員組織

(職員組織)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第6条 学部に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 教授会は、学長、専任の教授・准教授・助教をもって構成する。

(教授会の招集)

第8条 教授会の招集は、学長が行う。

2 教授会の議長は学部長とする。

3 議長に事故あるときは、当該招集者が予め指名した教授が議長となる。

(審議事項)

第9条 教授会は、次の事項を審議する。

- 教育課程に関すること。
- 主要年中行事及び日程に関すること。
- 授業科目修了の認定に関すること。
- 学生の指導及び賞罰に関すること。
- 入学試験に関すること。
- 入学、退学、休学、留学、転学及び卒業に関すること。
- 各種奨学生に関すること。
- 実習料等に関すること。
- 学則その他本学の制規に関すること。
- 教員の人事に関すること。
- その他本学に関する重要なこと。

(その他)

第10条 教授会に関する事項は、本章によるほか、芸術学部教授会内規の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（10月30日）

春期休業（4月1日から4月15日まで）

夏期休業（7月11日から9月10日まで）

冬期休業（12月25日から翌年1月7日まで）

2 学長は、教授会の議を経て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第15条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した学生は、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別表第4に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、別表第4に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する女子で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、3年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

四 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

五 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る）

六 その他本学において、相当の年齢に達し前5号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第22条 本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前条第2項の規定は本条に適用する。

(転入学)

第22条の2 本学に転入学を希望する女子があるときは欠員の状況等により、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 第21条第2項の規定は、本条に適用する。

3 転入学に関して必要な事項は別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて、学部共通科目、学科専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(教職に関する科目)

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(博物館に関する科目)

第25条 第23条に定めるもののほか、博物館に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第3のとおりとする。

(授業の方法)

第25条の2 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
- 二 演習を中心とする授業については、15時間から30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間から45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業期間は、定期試験等を含めて原則として35週とする。

(各授業科目の授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第26条第2項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(学習の評価)

第30条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(他学科の授業科目の履修)

第30条の2 学生が他学科の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、許可を得て当該科目を履修することができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第30条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第30条の3第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

2 学生が入学する前に行った第30条の4第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項による認定単位数は編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条の3第1項、第2項及び第30条の4の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項、第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

第9章 休学、留学、退学及び転学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により6ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

2 休学は通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は学期の始めとする。

(留学)

第33条の2 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 留学した期間は第15条の在学期間に算入し、第30条の3第2項を適用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

3 留学に関して必要な事項は別に定める。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第34条の2 本学の学生で、本学の他学科に転学科を希望する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 転学科に関する事項は別に定める。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(措置による退学)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学の措置を講ずる。

- 一 第15条に定める在学年限を超えた者
- 二 第32条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学士の学位等

(卒業の要件)

第37条 本学を卒業するためには、大学に4年以上在学し、所定の学部共通科目、学科専門科目から各学科の定める必修科目、選択科目を含め、合計124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第38条 本学に4年(第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した者については、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学士の学位授与)

第39条 卒業を認定された者に対し、学士(芸術)の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

(資格の種類)

第40条 本学において取得することのできる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	免許状の種類	
	高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 1種免許状
美 術 学 科	美 術	美 術
デ ザ イン ・ 工 芸 学 科	美 術 ・ 工 芸	美 術
ア ー ト ・ デ ザ イン 表 現 学 科	美 術	美 術

2 全学科学芸員の資格

(教員免許状の取得)

第41条 高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を取得しなければならない。

(学芸員資格の取得)

第42条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を取得しなければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 研究員、研修員、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究員、研修員)

第45条 本学において特定の専門事項について研究又は研修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究員又は研修員として受入れることがある。

2 研究員及び研修員について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第46条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生には、本学則第29条及び第30条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 その他特別聴講学生に関する規則は別に定める。

(委託生)

第47条の3 他の機関又は団体から派遣され、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として許可する。

2 委託生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第47条の4 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第13章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の額)

第48条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第4に定めるとおりとする。

(授業料等の納付)

第49条 授業料、実習料、施設設備料、維持費は、年額の2分の1ずつを2期に分けて納付するものとする。ただし、前期分納付時に、後期分も併せて納付することができる。

前期納期 4月10日

後期納期 10月5日

2 第1項以外の費用は、全額を4月10日までに納付するものとする。

3 特別の事情のあると認められる者は、延納を認めることがある。

(転学、退学等の場合の授業料等)

第50条 転学、退学した者については、在籍していた期までの授業料等を徴収する。ただし、第36条第三号又は第四号により退学の措置を講じられた者については、この限りではない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第51条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として授業料相当額の4分の1を徴収する。

2 在籍料の減免措置については、別に定める。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第52条 研究生及び科目等履修生の授業料等については、別表第4に定める。

(納付した授業料等)

第53条 納付した検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

第14章 厚生施設

(保健センター)

第54条 本学に保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 本学は社会人の生涯学習に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

付 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第30条は、昭和52年度1年次入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和53年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和54年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和55年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和56年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則第23条別表第一は、昭和63年度入学生より適用する。
- 3 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 6 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条を除き従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 7 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条及び第 50 条を除き従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 8 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条及び別表第三を除き従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 10 年度以前に入学した学生には、学則第 4 条及び第 48 条を除き従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 11 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条及び別表第四を除き従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 12 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条及び別表第四を除き従前の学則を適用する。

2 この学則第 2 条第 2 項にかかわらず、平成 13 年度から平成 15 年度の学生定員は次のとおりとする。

平成13年度

第1年次

学 科		入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	90名		90名
	日本画専攻	36名		36名
工 芸 学 科		50名		50名
立 体 ア ー ト 学 科		30名		30名
デ ザ イ ン 学 科		145名		145名
メ デ ィ ア ア ー ト 学 科		100名		100名
フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 学 科		50名		50名
芸 術 学 科		40名		40名

第2年次、第3年次、第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		300名
	日本画専攻		120名
デザイン学科	造形計画専攻		240名
	環境計画専攻		240名
工 芸 学 科			150名
芸 術 学 科			150名

平成14年度

第1年次、第2年次

学 科		入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	90名		180名
	日本画専攻	36名		72名
工 芸 学 科		50名		100名
立 体 ア ー ト 学 科		30名		60名
デ ザ イ ン 学 科		145名		290名
メ デ ィ ア ア ー ト 学 科		100名		200名
フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 学 科		50名		100名
芸 術 学 科		40名		80名

第3年次、第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		200名
	日本画専攻		80名
デザイン学科	造形計画専攻		160名
	環境計画専攻		160名
工 芸 学 科			100名
芸 術 学 科			100名

平成 15 年度
第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次

学 科		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員
絵 画 学 科	洋 画 専 攻	90 名		270 名
	日 本 画 専 攻	36 名		108 名
工 芸 学 科		50 名		150 名
立 体 ア ー ト 学 科		30 名	5 名	95 名
デ ザ イ ン 学 科		145 名		435 名
メ デ ィ ア ア ー ト 学 科		100 名	10 名	310 名
フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 学 科		50 名	5 名	155 名
芸 術 学 科		40 名		120 名

第 4 年次

学 科		入 学 定 員	収 容 定 員
絵 画 学 科	洋 画 専 攻		200 名
	日 本 画 専 攻		80 名
デ ザ イ ン 学 科	造 形 計 画 専 攻		160 名
	環 境 計 画 専 攻		160 名
工 芸 学 科			100 名
芸 術 学 科			100 名

- 3 第 23 条に規程する専門科目の内、「コンピュータアート演習」(2 単位) は、デザイン科環境計画専攻及び工芸科の平成 12 年度入学生にも適用する。

付 則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 13 年度以前に入学した学生には、学則第 30 条及び第 48 条を除き従前の学則を適用する。
- この学則第 2 条第 2 項にかかわらず、平成 14 年度の学生定員は次のとおりとする。

平成 14 年度
第 1 年次、第 2 年次

学 科		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員
絵 画 学 科	洋 画 専 攻	90 名		180 名
	日 本 画 専 攻	36 名		72 名
工 芸 学 科		50 名		100 名
立 体 ア ー ト 学 科		30 名		60 名
デ ザ イ ン 学 科		145 名		290 名
メ デ ィ ア ア ー ト 学 科		100 名		200 名
フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 学 科		50 名		100 名
芸 術 学 科		40 名		80 名

第 3 年次、第 4 年次

学 科		入 学 定 員	収 容 定 員
絵 画 学 科	洋 画 専 攻		200 名
	日 本 画 専 攻		80 名
デ ザ イ ン 学 科	造 形 計 画 専 攻		160 名
	環 境 計 画 専 攻		160 名
工 芸 学 科			100 名
芸 術 学 科			100 名

付 則

- この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 14 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条及び別表第 4 を除き従前の学則を適用する。
- この学則第 2 条第 2 項にかかわらず、平成 15 年度の学生定員は次のとおりとする。

平成 15 年度

第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次

学 科		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員
絵 画 学 科	洋 画 専 攻	90 名	15 名	285 名
	日 本 画 専 攻	36 名	3 名	111 名
工 芸 学 科		50 名	5 名	155 名
立 体 ア ー ト 学 科		30 名	5 名	95 名
デ ザ イ ン 学 科		145 名	20 名	455 名
メ デ ィ ア ア ー ト 学 科		100 名	10 名	310 名
フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 学 科		50 名	5 名	155 名
芸 術 学 科		40 名	5 名	125 名

第 4 年次

学 科		入 学 定 員	収 容 定 員
絵 画 科	洋 画 専 攻		100 名
	日 本 画 専 攻		40 名
デ ザ イ ン 科	造 形 計 画 専 攻		80 名
	環 境 計 画 専 攻		80 名
工 芸 学 科			50 名
芸 術 学 科			50 名

3 第 34 条の 2 は、平成 13 年度入学生にも適用する。

4 第 40 条第 2 項は、平成 14 年度入学生にも適用する。

付 則

1 この学則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

2 再入学を志願する者は、学則第 22 条の規定にかかわらず、改正前の除籍された者を含むものとする。

付 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日現在在籍する者については、学則第 30 条の 2 を除き従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 21 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条を除き従前の学則を適用する。
- この学則第 2 条第 2 項にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度の学生定員は次のとおりとする。

平成 22 年度

第 1 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	200 名		200 名
デザイン・工芸学科	230 名		230 名
アート・デザイン表現学科	160 名		160 名

第 2 年次、第 3 年次、第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	15 名	300 名
	日本画専攻	3 名	114 名
工芸学科		5 名	160 名
立体アート学科		5 名	100 名
デザイン学科		20 名	475 名
メディアアート学科		10 名	320 名
ファッション造形学科		5 名	160 名
芸術学科		5 名	130 名

平成 23 年度

第 1 年次、第 2 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	200 名		400 名
デザイン・工芸学科	230 名		460 名
アート・デザイン表現学科	160 名		320 名

第 3 年次、第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	15 名	210 名
	日本画専攻	3 名	78 名
工芸学科		5 名	110 名
立体アート学科		5 名	70 名
デザイン学科		20 名	330 名
メディアアート学科		10 名	220 名
ファッション造形学科		5 名	110 名
芸術学科		5 名	90 名

平成 24 年度

第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	200 名	14 名	614 名
デザイン・工芸学科	230 名	16 名	706 名
アート・デザイン表現学科	160 名	10 名	490 名

第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		105 名
	日本画専攻		39 名
工芸学科			55 名
立体アート学科			35 名
デザイン学科			165 名
メディアアート学科			110 名
ファッション造形学科			55 名
芸術学科			45 名

付 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 28 年度以前に入学した学生には、学則第 48 条を除き従前の学則を適用する。
- この学則第 2 条第 2 項にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度の学生定員は次のとおりとする。

平成 29 年度

第 1 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	190 名		190 名
デザイン・工芸学科	220 名		220 名
アート・デザイン表現学科	160 名		160 名

第 2 年次、第 3 年次、第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科		14 名	628 名
デザイン・工芸学科		16 名	722 名
アート・デザイン表現学科		10 名	500 名

平成 30 年度

第 1 年次、第 2 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	190 名		380 名
デザイン・工芸学科	220 名		440 名
アート・デザイン表現学科	160 名		320 名

第 3 年次、第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科		14 名	428 名
デザイン・工芸学科		16 名	492 名
アート・デザイン表現学科		10 名	340 名

平成 31 年度

第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	190 名	14 名	584 名
デザイン・工芸学科	220 名	16 名	676 名
アート・デザイン表現学科	160 名	10 名	490 名

第 4 年次

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科			214 名
デザイン・工芸学科			246 名
アート・デザイン表現学科			170 名

付 則

この学則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則第 23 条別表第一は、令和 2 年度入学生より適用する。

別表第1

(1) 学部共通科目

科目区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
学部共通科目	A群	哲学		2	1. 学部共通科目については、美術学科、デザイン・工芸学科、アート・デザイン表現学科は30単位以上を修得すること。 2. A群については、6単位以上を修得すること。 3. B群については、以下の科目より2単位以上を修得し、計4単位以上を修得すること。 美術学科芸術文化専攻は、英語、英会話より4単位以上を修得し、以下の科目より計6単位以上を修得すること。 英語、英会話、フランス語、イタリア語、ドイツ語、中国語、日本語 (1)日本語は外国人留学生のみ履修できる。 (2)外国人留学生のみ日本語Ⅰ・Ⅱを必修とする。 4. C群については、2単位以上を修得すること。 5. D群については、12単位以上を修得すること。 6. E群については、基礎学習ゼミ2単位の必修を含め、4単位以上を修得すること。 7. 教員免許状を取得する者は、教育原論、教育心理学、日本国憲法、健康科学を必修とする。 8. 学芸員資格を取得する者は、博物館概論、生涯学習概論博物館展示論、博物館教育論を必修とする。
		歴史学		2	
		文学		2	
		音楽		2	
		文化人類学		2	
		教育原論		2	
		教育心理学		2	
		青年心理学		2	
		法学		2	
		日本国憲法		2	
		政治学		2	
		社会福祉学		2	
		現代社会概説		2	
		生涯学習概論		2	
		数理科学		2	
		生命科学		2	
	心理学		2		
	B群	英語Ⅰ		2	
		英語Ⅱ		2	
		英会話A		2	
		英会話B		2	
		フランス語Ⅰ		2	
		フランス語Ⅱ		2	
		フランス語Ⅲ		2	
		イタリア語Ⅰ		2	
		イタリア語Ⅱ		2	
		イタリア語Ⅲ		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		中国語Ⅰ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		日本語Ⅰ		2	
日本語Ⅱ			2		
コンピュータ入門A		2	} 美術学科芸術文化専攻は何れか2単位必修とする。		
コンピュータ入門B		2			
コミュニケーション論		2			
比較文化論		2			
言語学		2			
異文化理解		2			

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
		必 修	選 択		
学 部 共 通 科 目	C 群	健康科学		2	デザイン・工芸学科がインテリアデザイン専攻は何れか2単位 必修とする。
		スポーツ演習A		1	
		スポーツ演習B		1	
		スポーツ演習C		1	
		スポーツ演習D		1	
		精神保健		2	
		心身医学		2	
	D 群	西洋美術全史		4	美術学科は必修とする。
		西洋美術史特論A		2	
		西洋美術史特論B		2	
		日本美術全史		4	美術学科は必修とする。
		日本美術史特論A		2	
		日本美術史特論B		2	
		東洋美術史概論		2	
		東洋美術史特論		2	
		古美術研究		2	美術学科芸術文化専攻は必修とする。
		美学		2	
		現代美学		2	
		芸術学		2	
		日本近代美術論		2	
		現代美術論		2	
		デザイン史		2	
		環境論		2	
		造形心理学		2	
		色彩学		4	
		美術解剖学A		2	
		美術解剖学B		2	
		図学A		2	美術学科立体アート専攻は何れか2単位必修とする。
		図学B		2	
		書道		2	
文化遺産学		2			
ユニバーサルアート研究		2			
博物館概論		2			
博物館展示論		2			
博物館教育論		2			

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必 修	選 択	
学 部 共 通 科 目	基礎学習ゼミ	2		
	ジェンダー論		2	
	ジェンダーアート入門		2	
	歴史の中の女性		2	
	女性と法		2	
	芸術文化政策論		2	
	芸術と知的財産権		2	
	国際留学プログラム		2	
	国際芸術演習 A		1	
	国際芸術演習 B		1	
	サービス・ラーニング		2	
	キャリア形成 A		2	
	キャリア形成 B		2	
	キャリア形成 C		2	
	キャリア形成 D		2	
	インターンシップ A		1	
	インターンシップ B		2	
	インターンシップ C		3	
インターンシップ D		4		

(2) 学科専門科目

科目区分	授業科目	単位数		備考		
		必修	選択			
美術学 共通科目	アート・プラクティスⅠ		2	芸術文化専攻は 何れか2単位 必修とする。	卒業のためには、学科専門科目について94単位以上修得すること。	
	アート・プラクティスⅡ		2			
	アート・アクティビティA		2			
	アート・アクティビティB		2			
	色彩文化概論		2			芸術文化専攻 は 何れか2単位 必修とする。
	配色調和論		2			
	視覚心理学		2			
	カラーキャリアⅠ		2			
	カラーキャリアⅡ		2			
	技法史		2			
	文化資源学		2			
	ヴィジュアルスタディーズA		2			
	ヴィジュアルスタディーズB		2			
	デザイン批評A		2	芸術文化専攻 は 何れか2単位 必修とする。		
	デザイン批評B		2			
	芸術人類学		2			
	芸術民俗学		2			
	芸術政策と法		2			
	創作活動と法		2			
	美術選択実技A（油彩画）		2			
	美術選択実技A（リトグラフ）		2			
	美術選択実技A（日本画）		2			
	美術選択実技A（彫塑）		2			
	美術選択実技A（立体）		2			
	美術選択演習A（素描/描写）		2			
	美術選択演習A（パネル作製）		1			
	美術選択演習A（紙）		1			
	美術選択演習A（日本画）		2			
	美術選択演習A（金工/ジュエリー）		2			
	美術選択演習A（繊維/フェルト）		2			
	美術選択演習A（CG）		2			
	美術選択演習A（写真）		2			
	美術選択演習A（メディア）		2			
	絵画素材論A		1			
	美術選択実技B（油彩画）		2			
	美術選択実技B（古典技法）		2			
	美術選択実技B（銅版画）		2			
	美術選択実技B（日本画）		2			
	美術選択実技B（彫塑）		2			
	美術選択実技B（立体）		2			
	美術選択演習B（素描/描写）		2			
	美術選択演習B（パネル作製）		1			
美術選択演習B（紙）		1				
美術選択演習B（日本画）		2				
美術選択演習B（金工/ジュエリー）		2				
美術選択演習B（繊維/フェルト）		2				
美術選択演習B（写真）		2				
美術選択演習B（メディア）		2				
美術選択演習B（製本）		2				
美術選択演習B（3D・CG初級）		1				
美術選択演習B（3D・CG中級）		1				
絵画素材論B		1				
石彫		1				
芸術文化オープンゼミⅠ		2	芸術文化専攻は必修とする。 美術教育専攻は必修とする。			
芸術文化オープンゼミⅡ		4				
美術教育論A		2				
美術教育論B		2				
芸術文化オープンゼミⅢ		4				

科目区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
美術学 ・ 領域 専攻 科目	絵画ⅠA		6	洋画専攻は必修とする。	
	絵画ⅠB		5		
	基礎構成演習		2		
	デッサンⅠ		2	美術教育専攻は必修とする。	
	日本画基礎ⅠA		7	日本画専攻は必修とする。	
	日本画基礎ⅠB		5		
	彫塑基礎Ⅰ		7	立体アート専攻は必修とする。	
	素材演習		3		
	絵画		2		
	彫塑概論		2	美術教育専攻は必修とする。	
	造形表現基礎ⅠA a		3		
	造形表現基礎ⅠA b		1		
	造形表現基礎ⅠA c		1	美術教育専攻は必修とする。	
	造形表現基礎ⅠB		2		
	デザイン・工芸選択実技B		2		
	芸術文化基礎ⅠA		2	芸術文化専攻は必修とする。	
	芸術文化基礎ⅠB		2		
	芸術文化基礎ⅠC		2		
	グローバルコミュニケーションⅠ		2	芸術文化専攻は必修とする。	
	海外芸術研修ⅠA		2		
	海外芸術研修ⅠB		2		
	日本文化研修A		2	美術教育専攻は何れか2単位必修とする。 芸術文化専攻は以下の科目より何れか2単位必修とする。 デザイン工芸論A、デザイン工芸論B、印刷概論、工芸史A、工芸史B	
	デザイン・工芸論A		2		
	デザイン・工芸論B		2		
	絵画ⅡA		4	1 2 単位	洋画専攻は何れか1 2単位必修とする。
	絵画ⅡB		8		
	版画Ⅰ		10	1 2 単位	
	版画表現演習Ⅰ		2		
	デッサンⅡ		2	洋画専攻、美術教育専攻は必修とする。	
	日本画基礎ⅡA		7	日本画専攻は必修とする。	
日本画基礎ⅡB		7			
彫塑基礎Ⅱ		2	立体アート専攻は必修とする。		
素材実習		5			
立体基礎		3			
工芸		2			

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
		必修	選択		
美 術 学 科	専攻	グローバルコミュニケーションⅢ	2	芸術文化専攻は必修とする。	
		芸術文化ゼミⅡ（芸術表象）	4		
		芸術文化ゼミⅡ（美術史）	4	芸術文化専攻は何れか4単位必修とする。	
		芸術文化ゼミⅡ（色彩）	4		
		絵画Ⅳ	8		
		版画Ⅲ	7	洋画専攻は何れか8単位必修とする。	
		素材実験Ⅱ	1		
		日本画研究Ⅱ	8		
		領域	塑造Ⅱ	8	日本画専攻は必修とする。
			紙Ⅱ	8	
			木Ⅱ	8	
			石Ⅱ	8	
		専攻	金属Ⅱ	8	立体アート専攻は何れか8単位必修とする。
			造形表現研究Ⅱ	8	
		部門	芸術文化ゼミⅢ（芸術表象）	4	美術教育専攻は必修とする。
			芸術文化ゼミⅢ（美術史）	4	
			芸術文化ゼミⅢ（色彩）	4	
	科目	卒業制作	10	洋画専攻、日本画専攻、立体アート専攻は必修とする。	
		卒業研究	10		
	目	卒業研究	4	美術教育専攻は必修とする。 芸術文化専攻は必修とする。	

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
デザイン領域・専攻・工芸学科	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-A		2	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-B		2	
	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-C		2	
	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-D		2	
	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-E		2	
	ヴィジュアルデザイン基礎演習 I-F		2	
	表現演習 I		2	ヴィジュアルデザイン専攻、プロダクトデザイン専攻は必修とする。
	プロダクトデザイン基礎演習 A		2	プロダクトデザイン専攻は必修とする。
	プロダクトデザイン基礎演習 B		2	
	プロダクトデザイン基礎演習 C		2	
	プロダクトデザイン基礎演習 D		2	
	プロダクトデザイン基礎演習 E		2	
	プロダクトデザイン基礎演習 F		2	
	CG演習 I		2	環境デザイン専攻は必修とする。
	環境デザイン基礎演習 A		2	
	環境デザイン基礎演習 B		2	
	環境デザイン基礎演習 C		2	
	環境デザイン基礎演習 D		2	
	環境デザイン基礎演習 E		2	
	環境デザイン基礎演習 F		2	環境デザイン専攻、工芸専攻は必修とする。
CG演習		2		
工芸基礎(染)		2	工芸専攻は必修とする。	
工芸基礎(織)		2		
工芸基礎(刺繍)		2		
工芸基礎(陶)		2		
工芸基礎(ガラス)		2		
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-A		2		ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-B		2		
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-C		2		
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-D		2		
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-E		2		
ヴィジュアルデザイン基礎演習 II-F		2		
表現演習 II-A		2		
表現演習 II-B		2		

科目区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
デザイン領域・専攻科目	プロダクトデザイン演習A		2	プロダクトデザイン専攻は必修とする。	
	プロダクトデザイン演習B		2		
	プロダクトデザイン演習C		2		
	プロダクトデザイン演習D		2		
	プロダクトデザイン演習E		2		
	プロダクトデザイン演習F		2		
	CG演習II		2	環境デザイン専攻は必修とする。	
	表現演習II		2		
	プロダクトデザイン史		2		
	環境デザイン演習A		2		
	環境デザイン演習B		3		
	環境デザイン演習C		2		
	環境デザイン演習D		2		
	環境デザイン演習E		2		
	製図演習		2		
	CAD演習		2		
	プレゼン演習I		2	18単位	
	染I		5		
	織I		5		
	刺繍I		4		
	材料学A(繊維)		4		
	陶I		7		
	ガラスI		7	18単位	
	材料学B(陶ガラス)		4		
	ヴィジュアルデザイン演習I-A		2	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。	
	ヴィジュアルデザイン演習I-B		2		
ヴィジュアルデザイン演習I-C		2			
ヴィジュアルデザイン演習I-D		2			
ヴィジュアルデザイン演習I-E		2			
ヴィジュアルデザイン演習I-F		2			
表現演習III-A		2			
表現演習III-B		2			
					18単位
					18単位

工芸専攻は何れか18単位必修とする。

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
デザイン領域・専攻・工芸学科	3D-CG演習		2	プロダクトデザイン専攻は必修とする。
	プロダクトデザイン I Aa		3	
	プロダクトデザイン I Ab		3	何れか3単位
	プロダクトデザイン I Ba		3	
	プロダクトデザイン I Bb		3	何れか3単位
	プロダクトデザイン I Ca		3	
	プロダクトデザイン I Cb		3	何れか3単位
	プロダクトデザイン I Da		3	
	プロダクトデザイン I Db		3	何れか3単位
	構造演習		2	
	プレゼン演習Ⅱ		2	環境デザイン専攻は必修とする。
	環境デザイン I Aa		2	何れか2単位
	環境デザイン I Ab		2	
	環境デザイン I Ba		2	何れか2単位
	環境デザイン I Bb		2	
	環境デザイン I Ca		2	何れか2単位
	環境デザイン I Cb		2	
	環境デザイン I Da		2	何れか2単位
	環境デザイン I Db		2	
	環境デザイン I Ea		3	何れか3単位
	環境デザイン I Eb		3	
	プレゼンテーション演習		2	工芸専攻は必修とする。
	染Ⅱ A		7	1 4 単位
	染Ⅱ B		7	
	織Ⅱ A		7	1 4 単位
	織Ⅱ B		7	
	刺繡Ⅱ A		7	1 4 単位
	刺繡Ⅱ B		7	
	陶Ⅱ A		7	1 4 単位
	陶Ⅱ B		7	
	ガラスⅡ A		7	1 4 単位
	ガラスⅡ B		7	
	ヴィジュアルデザイン演習Ⅱ-A		4	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
	ヴィジュアルデザイン演習Ⅱ-B		4	
プロダクトデザインⅡ Aa		3	何れか3単位	
プロダクトデザインⅡ Ab		3		
プロダクトデザインⅡ Ba		3	何れか3単位	
プロダクトデザインⅡ Bb		3		
環境デザインⅡ Aa		4	何れか4単位	
環境デザインⅡ Ab		4		
環境デザインⅡ Ba		4	何れか4単位	
環境デザインⅡ Bb		4		
染Ⅲ		8	工芸専攻は何れか8単位必修とする。	
織Ⅲ		8		
刺繡Ⅲ		8		
陶Ⅲ		8		
ガラスⅢ		8		
卒業制作		10		

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
ア ー ト ・ 学 デ ザ イ ン 表 現 学 科	アート・デザイン表現基礎演習A	2		卒業のためには、学科専門科目について94単位以上修得すること。
	アート・デザイン表現基礎演習B	2		
	アート・デザイン表現基礎演習C	2		
	アート・デザイン表現基礎演習D	2		
	宇宙・人間・アート	2		
	アート表現論	2		
	メディア概論		2	メディア表現領域は必修とする。
	ヒーリング・デザイン概論		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	癒しの文化論		2	
	ファッションデザイン史		2	ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。
	ファッション&テキスタイル概論		2	
	ミュージアムデザイン概論		2	アートプロデュース表現領域は必修とする。
	アートプロデュース概論		2	
	アート・デザイン表現演習I	2		
	カラーセラピー概論		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	キャラクター文化論		2	
	メディアアート概論		2	メディア表現領域はどれか8単位必修とする。
	演出概論		2	
	メディアコミュニケーション論		2	
	国際交流文化概論A		2	ファッションテキスタイル表現領域はどれか2単位必修とする。 アートプロデュース表現領域は必修とする。
	国際交流文化概論B		2	
	伝統・先端		2	ヒーリング表現領域はどれか2単位必修とする。
	ファッション文化論		2	ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。
	子ども発達論		2	ヒーリング表現領域はどれか2単位必修とする。
	絵本芸術論		2	
	子どもの福祉デザイン概論		2	
	現代文化概論		2	アートプロデュース表現領域は必修とする。
	映像文化概論		2	
	ファンクションデザイン概論		2	
	プレゼンテーション技法論		2	
	アート・デザイン表現演習II	2		
	デジタル知的財産概論		2	メディア表現領域は必修とする。
メディア文化論特講		2	メディア表現領域はどれか4単位必修とする。	
メディアマネジメント論		2		
コンテンツプロデュース論		2		
芸術療法概論		2	ヒーリング表現領域は必修とする。	
空間デザイン概論		2		
生態学		2	ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。	
心とアートの心理学		2		
アンケート調査・分析法		2		

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
アートデザイン領域 専攻・領域 専攻 表 現 学 科	コミュニケーションデザイン演習A		2	メディア表現領域、アートプロデュース表現領域は必修とする。
	コミュニケーションデザイン演習B		2	
	映像基礎演習		2	
	空間基礎演習		2	
	素材表現演習A		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	素材表現演習B		2	
	キャラクター制作基礎演習		2	
	ワークショップ演習		3	
	素材基礎演習		5	ファッションテキスト表現領域は必修とする。
	造形基礎演習		5	
	メディアアート演習I		2	メディア表現領域は必修とする。
	メディアデザイン演習I		2	
	メディア空間演習		2	
	アートメーション演習		2	
	サウンドデザイン演習		2	
	ストーリー表現演習		2	
	キャラクターデザイン演習		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	ヒーリングデザイン実習A		2	
	ヒーリングデザイン実習B		2	
	絵本制作基礎演習		3	
	装丁技法演習		1	
	壁画技法演習		4	
	コンピュータグラフィックス演習		1	ファッションテキスト表現領域は必修とする。
	ファッション演習A		3	
	ファッション演習B		3	
	テキスタイル演習A		2	
テキスタイル演習B		2		
感覚発達演習		2		
子ども発達演習		2	アートプロデュース表現領域は必修とする。	
コンピュータデザイン演習		2		
アートプロデュース演習I		2		
アートマネジメント演習I		2		
ミュージアムステイ演習I		2		
ミュージアム・エデュケーション演習I		2		
音楽プロデュース演習I		2		
舞台芸術プロデュース演習I		2		
アートコミュニケーション演習		2		

科目区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
アートデザイン専攻・領域イオン表現学科	メディアクリエイション演習		5	メディア表現領域は必修とする。	
	メディアアート演習ⅡA		6		
	メディアアート演習ⅡB		6	メディア表現領域はどれか6単位必修とする。	
	メディアデザイン演習ⅡA		6		
	メディアデザイン演習ⅡB		6		
	プロジェクト&コラボレーション演習		4		メディア表現領域、ヒーリング表現領域は必修とする。
	ヒーリング・アートプロジェクト演習		3	ヒーリング表現領域、アートプロジェクト表現領域は必修とする。	
	キャラクター制作演習		3	どれか3単位	
	形態表現演習		3		
	絵本制作演習		3		
	子どもの道具デザイン演習A		3	どれか3単位	ヒーリング表現領域は9単位必修とする。
	壁画制作演習		3		
	子どもの道具デザイン演習B		3	どれか3単位	
	ファッションテキスタイルⅠA		4		
	ファッションテキスタイルⅠB		5	ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。	
	アートディレクション演習		2	アートプロジェクト表現領域は必修とする。	
	アートプロジェクト演習Ⅱ		2		
	アートマネジメント演習Ⅱ		2		
	ミュージアムスクレイ演習Ⅱ		2		
	ミュージアム・エデュケーション演習Ⅱ		2		
	音楽プロジェクト演習Ⅱ		2		
	舞台芸術プロジェクト演習Ⅱ		2		
	メディアクリエイション実習		7	メディア表現領域は必修とする。	
ヒーリング・クリエイションA		3	3単位	ヒーリング表現領域は6単位必修とする。	
ヒーリング・クリエイションB		3			
ヒーリング・クリエイションC		3	3単位		
ヒーリング・クリエイションD		3			
ファッションテキスタイルⅡ		5	ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。		
着物文化演習		2			
身体衣服論		2			
総合アートプロジェクト実習		5	アートプロジェクト表現領域は必修とする。		
卒業制作		10	メディア表現領域、ヒーリング表現領域、ファッションテキスタイル表現領域は必修とする。		
卒業研究		10	アートプロジェクト表現領域は必修とする。		

別表第2

教職に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考	
	必 修	選 択		
教職概論		2	1. 教育原論、教育心理学、青年心理学は学部共通科目内の開設科目	
教育原論		2		
教育課程論		2		
教育方法論		2		
特別支援教育論		1		
教育心理学		2		
青年心理学		2		
教育制度論		2		
特別活動論（総合的な学習の時間の指導法を含む）		2		
道徳教育論		2		高免のみの取得希望者は不要
美術科・工芸科教育法Ⅰ		2	美術科の免許状を取得する者は必修	
美術科・工芸科教育法Ⅱ		2		
美術科・工芸科教育法Ⅲ		2		
美術科・工芸科教育法Ⅳ		2	工芸科の免許状を取得する者は必修	
美術科・工芸科教育法Ⅴ		2		
美術科・工芸科教育法Ⅵ		2		
生徒指導論（進路指導を含む）		2	高免のみの取得希望者は不要	
教育相談論		2		
教育実習指導		1		
教育実習Ⅰ		2		
教育実習Ⅱ		2		
教職実践演習（中・高）		2		

別表第3

博物館に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
博物館概論		2	1. 博物館概論、生涯学習概論、博物館展示論、博物館教育論は学部共通科目内の開設科目
生涯学習概論		2	
博物館経営論		2	
博物館展示論		2	
博物館教育論		2	
博物館資料論		2	
博物館資料保存論		2	
博物館情報・メディア論		2	
博物館実習		3	

別表第4

検定料、入学料および授業料その他
(平成31年度)

項 目		金 額	
入学料 (初年度のみ)	1年次	220,000円 (110,000円)	
	3年次編入	220,000円 (110,000円)	
	転入学	220,000円 (20,000円)	
施設設備料(年額)		360,000円	
維持費(年額)		50,000円	
授業料(年額)		1,198,000円	
実習料(年額)		20,000~117,200円	
入学検定料	1年次	30,000円 (15,000円)	
	3年次編入学	30,000円 (15,000円)	
	転入学	30,000円 (15,000円)	
科目等履修生	履修料 (1単位)	講 義	22,000円
		演 習	32,300円
		実技実習	39,600円
	検定料		5,000円 (3,000円)
研究生	授業料等	入学料	100,000円
		授業料(年額)	887,600円
		実習料(年額)	38,200~71,200円
	検定料		10,000円

備考

- 3年次編入学料及び編入学検定料の()内の金額は、併設短大、本学に2年以上在学し62単位以上修得した者及び本学卒業者の場合に適用する。
- 実習料は、その専攻する内容によって定める。
- 科目等履修生で実技実習を履修する場合は、履修料のほか必要な実習料を徴収する。
- 第2年次以降の授業料はスライド制授業料とする。
- 1年次入学検定料の()内の金額は、本学園卒業・修了・在学学生、または、本学の他学科・専攻及び併設短大本科に併願した場合に適用する。
- 転入学料及び転入学検定料の()内の金額は、本学学生の場合に適用する。
- 科目履修生の検定料の()内の金額は本学卒業・修了生に適用する。
- 入学料1年次の()内の金額は本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。